

猪名川町下水道事業経営戦略（概要版）（案）に対する  
パブリックコメント及び町の考え方

意見募集期間：令和5年12月12日～令和6年1月11日

意見提出者数：1人

提出意見数：4件

■猪名川町下水道事業経営戦略（概要版）（案）について提出された意見の概要と町の考え方

番号	意見提出	区分	頁	章	大分類	中分類	小分類	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方（対応）
1-1	1	—	—		—	—	—	—	<p>資料中にて意味が理解できない用語があるため、用語の解説を作成すること。</p> <p>（例）</p> <p>①処理区域内人口とは</p> <p>②全体計画面積と処理区域面積の違い</p> <p>③流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金の支払先と目的</p>	<p>本編に、用語集を添付しています。</p> <p>また、例として、ご意見頂いた用語の意味等は下記のとおりです。</p> <p>① 処理区域内人口（概要版 P. 2）</p> <p>まず、「処理区域」とは、下水道が整備され、下水処理が行われている区域のことです。</p> <p>「処理区域内人口」は、処理区域内に居住している人口を指します。</p> <p>② 全体計画面積と処理区域面積の違い（概要版 P. 2）</p> <p>「全体計画面積」とは、概ね 20 年先を見据えた時に下水道を整備する区域の面積のことです。</p> <p>「処理区域面積」とは、現時点で下水処理が行われている区域の面積のことです。</p> <p>③ 流域下水道維持管理負担金及び流域下水道建設負担金の支払先と目的（概要版 P. 8、P. 9 他）</p> <p>都道府県が管理運営する下水道を「流域下水道」といいます。</p> <p>猪名川町の下水道は、処理場を持たない「流域関連公共下水道」であるため、町内の下水は、兵庫県及び大阪府が建設・管理運営している「猪名川流域下水道」の幹線管路へ流下し、最終的には「原田処理場」にて処理されます。</p> <p>猪名川町では、流域下水道施設の建設改良費及び維持管理費の一部を、施設を運営する兵庫県へ支払っています。</p>

1-2	1	—	16	5	5.5	(7)	—	—	水道料金及び下水道使用料の改定にあたっては、その他公共料金の改定状況を考慮し、時期と値上げ率を検討すること。	今後、具体的な料金改定の検討を行いますが、単年度黒字の確保のためには、最低でも20%の料金改定が必要となってきます。 そのため、先延ばしは困難と考えています。 様々な物の価格が値上がりする中での料金改定は、大変なご負担をおかけすることになりますが、健全な事業運営を維持し、安心して次世代に引き継いでいくためにご理解とご協力をお願いします。
1-3	1	—	16	5	5.5	(7)	—	—	下水道使用料の改定は、法人・個人ともに対象であるか。	猪名川町の下水道使用料の体系は、法人・個人を問わず、使用水量に応じた単価に基づき使用料を徴収しているため、改定の対象は、法人・個人ともに対象となります。
1-4	1	—	—	—	—	—	—	—	他団体の事例等を調査し、技術系職員確保の手段を検討すること。	これまでも職員確保や採用後のフォローアップなどに取り組んでいますが、引き続き、他の自治体での取組等を参考に、情報収集を行うとともに、技術職員の確保にも努めます。